

報告第 1 号

令和 3 年度第 1 回都市計画審議会
令和 3 年 6 月 7 日（月）午前 10：00～

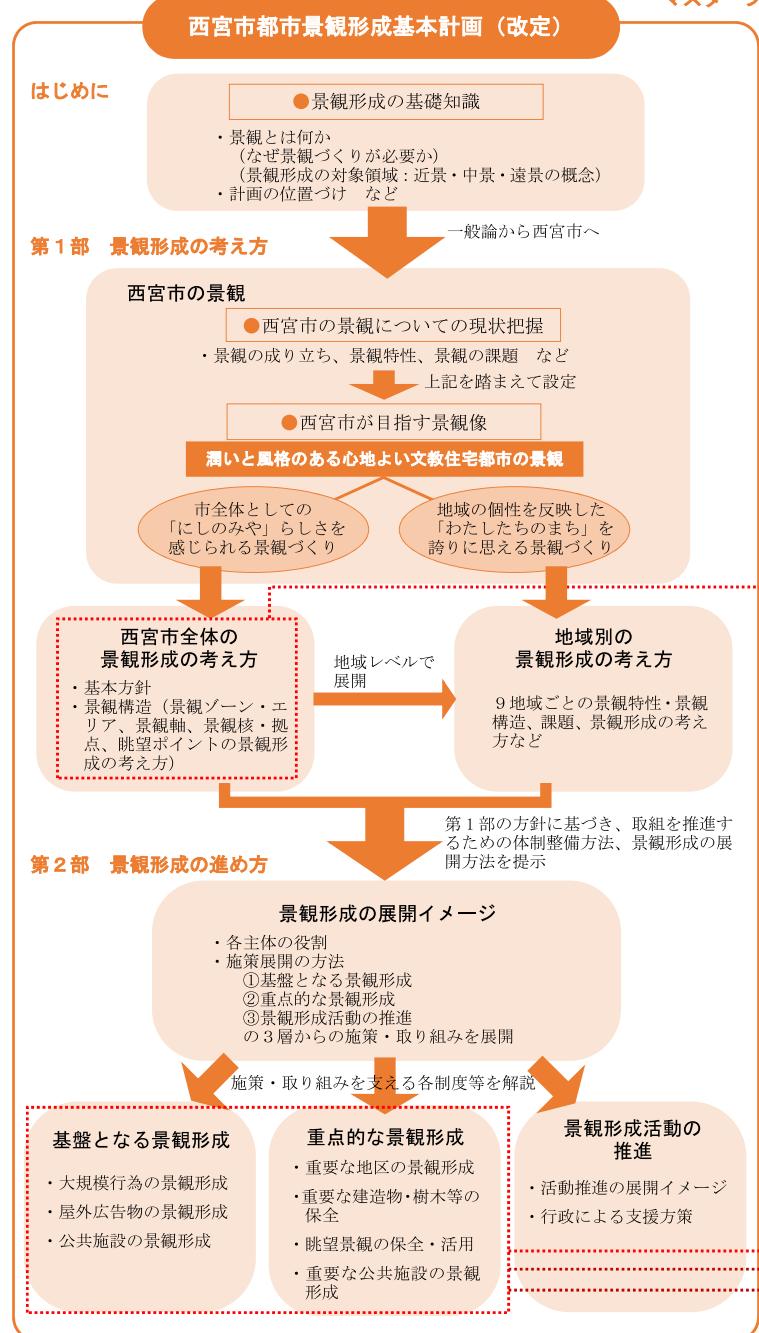
報告第 1 号

西宮市景観計画の改定について【報告】

目 次

1. 基本計画、景観計画、ガイドラインの関係（案）…………… P. 1
2. 西宮市景観計画改定（素案）概要版…………… P. 2
3. 西宮市都市景観形成基本計画・景観計画改定スケジュール…………… P. 9
4. 景観計画区域における地区と基準…………… P. 10
5. 西宮市都市景観形成基本計画改定に関する
パブリックコメントの報告について…………… P. 11

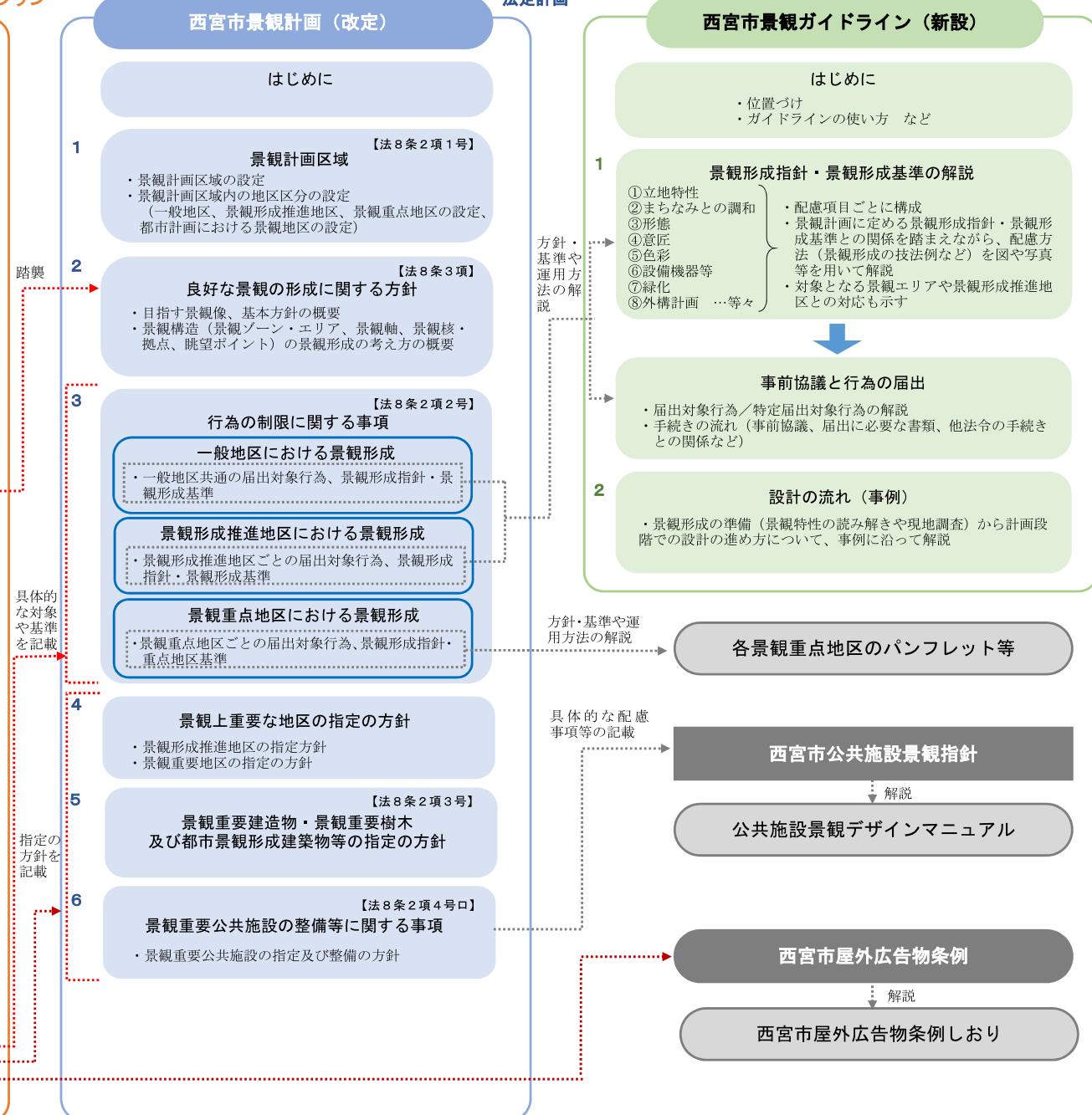
■ 基本計画、景観計画、ガイドラインの関係（案）



基本的な考え方を示したマスターplan

具体的な規制内容・制度等を示した法定計画

方針・基準の解説（任意作成）



西宮市景観計画改定（素案）概要版

景観計画とは

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスターplanである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。

景観計画は基本計画で示した目標等をかなえるためにあるんだね



景観計画の構成

景観計画の構成は以下のとおりです。また、主に改定を行ったのは3点となります。この概要版では、主な改定点を中心に解説します。

はじめに 本 p. 1 (西宮市景観計画（素案）本文における掲載頁（以下、同様）)

- これまでの経緯・改定目的・計画の位置づけの記載

1 景観計画の区域 本 p. 2

- 景観計画の対象範囲を記載→ 西宮市の全域が対象

一般地区・景観形成推進地区・景観重点地区の3種類の地区的区分があります
⇒地区の位置づけについては p.7 参照

2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 本 p. 4

- 基本計画で示す、目指す景観像、景観形成の基本方針等（抜粋）を記載

行為の制限等に
関すること

上記の方針を踏まえて設定

各種指定等に
関すること

3 良好的な景観の形成のための行為に関する基準及び指針

一般地区 本 p. 8

- 一般地区の建築物・工作物の届出対象・景観形成基準・景観形成指針※を記載
- ⇒主な改定1：建築物の景観形成基準・景観形成指針の見直し（p.2～5 参照）
- ⇒主な改定2：工作物の届出対象・景観形成基準・景観形成指針の見直し（p.6 参照）

別紙1 景観形成推進地区に関する事項 本 p. 48

- 夙川周辺景観形成推進地区の建築物・工作物の届出対象・景観形成基準・景観形成指針※を記載
- ⇒主な改定3：景観形成推進地区の新設（p.7 参照）

別紙2 景観重点地区に関する事項 本 p. 60

- 景観重点地区（計6地区）の建築物・工作物の届出対象・景観形成基準・景観形成指針※を記載

別紙3 景観ゾーン・景観エリア判定図 本 p. 103

- ゾーン・エリアの具体的な町名を記載
- ⇒ゾーン・エリアについては p.4 参照

4 景観上重要な地区の指定の方針

本 p. 44

- 重要な地区の指定の考え方を記載

5 景観重要建造物・景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の指定方針

本 p. 45

- 重要な建造物や樹木の指定の考え方を記載

6 景観重要公共施設の整備等に関する事項

本 p. 46

- 重要な公共施設の考え方を記載

※景観形成基準および景観形成指針とは？

- 景観計画では、景観形成基準と景観形成指針の2種類のルールを定めています。

景観形成基準

- 守らなければならぬ定量的なルール

景観形成指針

- 自主的に守るべき定性的なルール

主な改定 1 建築物の景観形成基準と景観形成指針の見直し

1 - 1 景観形成基準

(1) 景観形成基準の区分

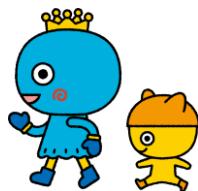
景観計画区域を、都市計画法の規定に定める区域区分および用途地域により区分した区域ごとに景観形成基準を定めています。

イ区域：市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域

口区域：第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域

ハ区域：近隣商業地域・商業地域

基準は具体的な数値が
決められているんだね



(2) 景観形成基準で定める項目

景観形成基準を定めている項目は以下の3項目です。このうち「形態」、「色彩」の変更を行いました。

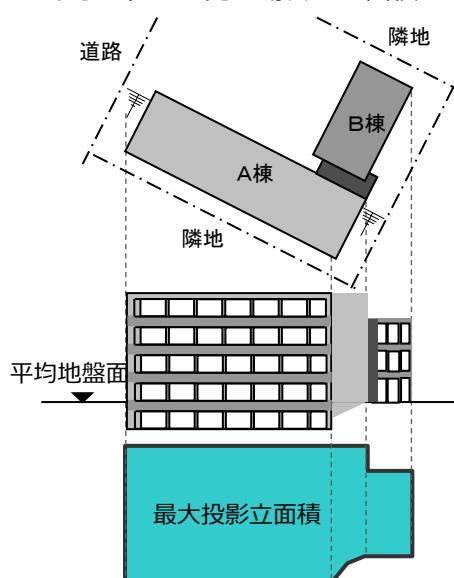
- | | | |
|-----|-----------------------------|------|
| ①形態 | 壁面の大きさに関する制限。「最大投影立面積」により規制 | 変更あり |
| ②色彩 | 外観の色彩に関する制限。「マンセル表色系」により規制 | 変更あり |
| ③緑化 | 道路際の緑化に関する制限。「間口緑視率」により規制 | 変更なし |

それぞれの項目で定める内容は、以下の通りです。

①形態

最大投影立面積とは

一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積。



【改定ポイント】

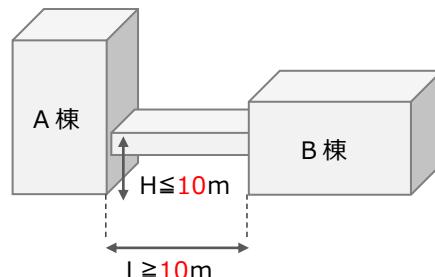
壁面の最大投影立面積を算定する際の別棟の定義を変更

〈現行計画〉

複数の建物が、地上からの高さ8m以下の渡り廊下などで結ばれている場合で、かつ棟の間隔が5m以上ある場合は別棟とみなします。

〈改定計画〉

複数の建物が、地上からの高さ10m以下の渡り廊下などで結ばれている場合で、かつ棟の間隔が10m以上ある場合は別棟とみなします。



制限値

壁面の最大投影立面積は次の数値以下とする。

区域	イ	口	ハ
最大投影立面積 (m ²)	1,500	2,500	—

A棟とB棟を別棟とみなして算定

②色彩

【改定ポイント】

- ① 明度の上限値の変更
- ② 基準値外色の使用可能上限の変更
- ③ 屋根に対する取扱いを追加
- ④ 無彩色の取扱いを追加

現行計画				改定案												
区域	イ	口	ハ													
明度	4 以上 8.5 以下	4 以上 9 以下	3 以上 9 以下	●外壁などの外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分および各壁面の見付面積の 10 分の 1 以下の部分は除く)												
彩度	R 系、YR 系、Y 系 (0~5.0 Y) の色相: 4 以下 上記以外の色相: 2 以下			<p>●外壁などの外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。ただし、以下の部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②イ、口区域は各壁面の見付面積の 20 分の 1 以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の 10 分の 1 以下の部分 ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分 ・③屋根において明度が基準の下限値を下回る材料を使用する部分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>イ</th><th>口</th><th>ハ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①明度</td><td>4 以上 8 以下</td><td>4 以上 8.5 以下</td><td>3 以上 8.5 以下</td></tr> <tr> <td>彩度</td><td>R 系、YR 系、Y 系 (0~5.0 Y) の色相: 4 以下 上記以外の色相: 2 以下</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区域	イ	口	ハ	①明度	4 以上 8 以下	4 以上 8.5 以下	3 以上 8.5 以下	彩度	R 系、YR 系、Y 系 (0~5.0 Y) の色相: 4 以下 上記以外の色相: 2 以下		
区域	イ	口	ハ													
①明度	4 以上 8 以下	4 以上 8.5 以下	3 以上 8.5 以下													
彩度	R 系、YR 系、Y 系 (0~5.0 Y) の色相: 4 以下 上記以外の色相: 2 以下															
・都市景観形成建築物の敷地などにおける行為で、保全計画に適合するものについては、上記の基準によらないものとすることができる。				<p>●④イ、口区域において、無彩色は各壁面の見付面積の 10 分の 3 までしか使用できない。</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成建築物の保全計画に適合するもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 												

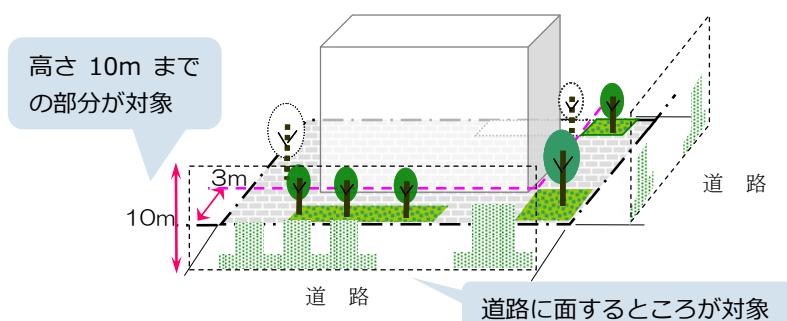
マンセル表色系とは

色を定量的に表す体系のひとつ。色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の 3 つの属性により、記号や数値で色を表したもの。

③緑化

間口緑視率とは

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したもの。敷地の道路に面する部分（敷地間口）の、地上から高さ 10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合。



➡ 今回、基準の変更なし

制限値

敷地の道路に面する部分の間口緑視率は、次の数値基準とする。

区域	イ	口	ハ
間口緑視率 (%)	10	10	5

間口緑視率 (%)

$$= \frac{A_1 \text{ (立面換算面積)}}{A_2 \text{ (緑化対象立面積)}} \times 100$$

1 - 2 景観形成指針

(1) 景観形成指針の区分

景観ゾーン・景観エリア別に景観形成指針を定めています。

場所にあった具体的なルールがつくられたよ！

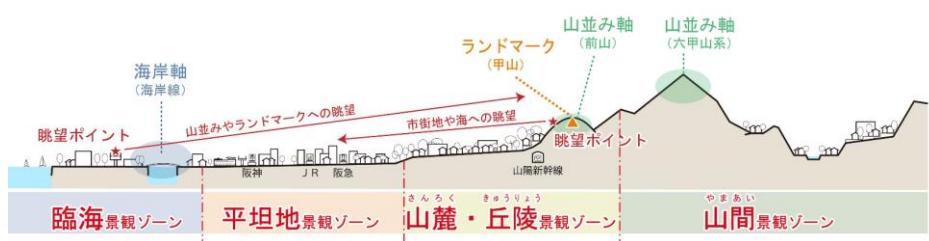


【改定ポイント】

- これまで市域全域で一律であった景観形成指針を、よりきめ細かい特性に応じた景観誘導ができるよう、景観ゾーン・景観エリア別に設定

○ 景観ゾーン

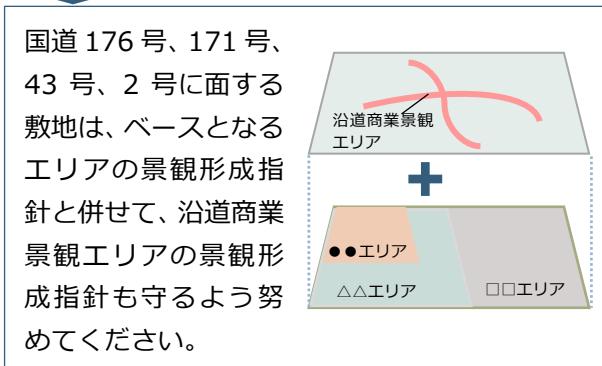
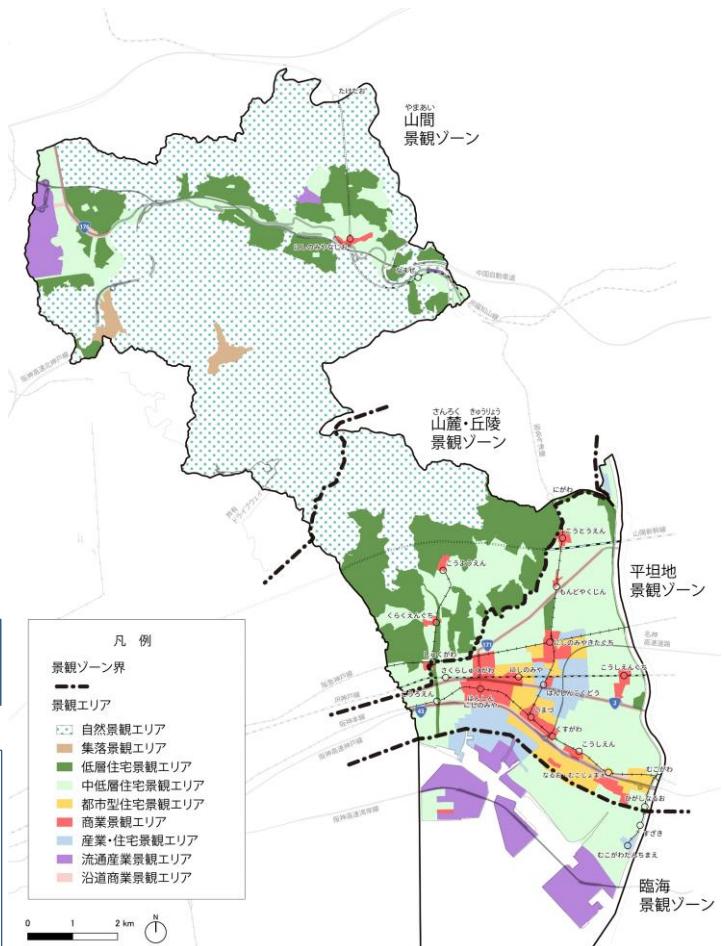
- 西宮市の山から海へと至る地形的な特徴を感じられる景観を創り出すために設定



○ 景観エリア

- 土地利用等に応じた景観への適切な配慮を促すために設定

	エリア名	概要
ベースとなるエリア	自然景観エリア	山林・樹林などの自然緑地による自然景観を主とする区域
	集落景観エリア	古くからの農村集落の佇まいを残す景観を主とする区域
	低層住宅景観エリア	住宅地のうち、低層住宅による住宅景観を主とする区域
	中低層住宅景観エリア	住宅地のうち、中低層住宅による住宅景観を主とする区域
	都市型住宅景観エリア	駅及び商業地周辺に広がる中低層住宅景観を主とする区域
	商業景観エリア	駅周辺などの都市・地域の中心となる商業業務景観を主とする区域
	産業・住宅景観エリア	産業施設と住宅が共存する景観を主とする区域
	流通産業景観エリア	産業団地等の流通産業施設による景観を主とする区域
	沿道商業景観エリア	国道沿道の商業業務景観を主とする区域
上乗せ		



(2) 景観ゾーン・景観エリア別の景観形成指針の例

西宮市都市景観形成基本計画で示す各エリアの景観形成の基本的な方向性の内容を踏まえ、建築行為等の際に具体的にどのような配慮が必要となるのかを指針として定めています。以下に景観形成指針の例を示します。

基本計画における景観形成の基本的な方向性		景観計画における景観形成指針（抜粋）				各景観形成指針がどのゾーンに適用されるか記載しています
中低層住宅景観エリア	うるおいと多様な暮らしが調和する住宅景観の形成 西宮名塩ニュータウン 	項目	景観形成指針			適用するゾーン
			山間	山麓丘陵	平坦地	臨海
		立地特性	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。	<input type="radio"/>		
		形態配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にするなど、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		色彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、暖色で中明度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		緑化	・斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		<input type="radio"/>	
商業景観エリア	地域の顔として賑わいと品格を感じる商業景観の形成 阪急西宮北口駅北側 	項目	景観形成指針			エリアの特性に応じた景観形成指針を定めています
			山間	山麓丘陵	平坦地	臨海
		立地特性	・過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、地域の顔にふさわしい、賑わいと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		形態配置	・商業施設などでは、低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		意匠全般	・商業施設などでは、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		色彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑が映えるものとする。			<input type="radio"/>
		緑化	・道路境界部などの公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみの彩りを創出する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
沿道商業景観エリア	賑わいの中にも、秩序を感じることができる快適な沿道景観の形成 国道2号沿道（産所町付近） 	項目	景観形成指針			沿道商業景観エリアに該当する場合は、ベースとなるエリアの指針と合わせて、沿道商業景観エリアの指針にも対応
			山間	平坦地		
		立地特性	・路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、沿道としての統一感や連続性への配慮を念頭に、賑わいの中にも秩序を感じることができるものとの景観形成に寄与する計画とする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		形態配置	・壁面線やスカイライン等の水平方向の連続性にも配慮する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		外構計画	・商業施設などが通り沿いに立ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	



沿道商業景観エリアに該当する場合は、
ベースとなるエリアの指針と合わせて、
沿道商業景観エリアの指針にも対応

主な改定2 工作物の景観形成基準と景観形成指針の見直し

【改定ポイント】

- これまで全ての工作物に対し、一律であった景観形成基準・景観形成指針を、その特性に応じた景観誘導ができるよう、次の分類ごとに設定

2-1 工作物の分類について

工作物の特性に応じて、以下の4種類に分類しました。

1. 塔状工作物

◆特徴

塔状に高さが高くなるもの

◆工作物の種類

高架水槽、煙突、装飾塔、記念塔、電波塔、アンテナ、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、昇降機、発電用風力設備など



2. 箱型工作物

◆特徴

建築物と同様で箱型の形態を持ち、ボリュームが大きくなるもの

◆工作物の種類

自動車車庫、プラント、石油貯蔵施設など



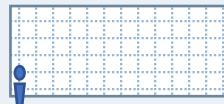
3. 壁型工作物

◆特徴

壁型に連なり、壁面が長大になるもの

◆工作物の種類

擁壁、垣、さく、門、塀など



4. 高架道路、橋りょう等

◆特徴

線状に広く伸び、脚や桁が大きくなるもの

◆工作物の種類

高架道路、橋りょうなど



かたちや大きさによって
見え方も変わるね



2-2 景観形成基準および景観形成指針（誘導基準）

○ 景観形成指針

(抜粋)

- 種別に応じた見え方の配慮方法を記載

種別	景観形成指針
塔状工作物	・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しないなど、空などの背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型工作物	・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽などによる修景を図る。
壁型工作物	・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節などの工夫をする。
高架道路等 橋りょう等	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和するなど、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。

○ 景観形成基準

- 建築物の基準を踏まえながら、より周辺に溶け込ませ、目立たなくするための色彩基準

種別	景観形成基準（色彩）
塔状工作物	・以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。（コンクリート素地の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く） ダークブラウン（10YR2/1） ライトベージュ（2.5Y8/1） グレーベージュ（10YR6/1）
箱型工作物	・建築物の色彩基準に準じる。
壁型工作物	・擁壁は基本的に素地とするが、着色等する場合は、色相（5 YR～5 Y）、明度（6～8.5）、彩度（0～1）とする。（N系は除く）
高架道路等 橋りょう等	・明度（2～8.5）、彩度（1以下）とする。（各面の見付面積の1/20以下の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く）

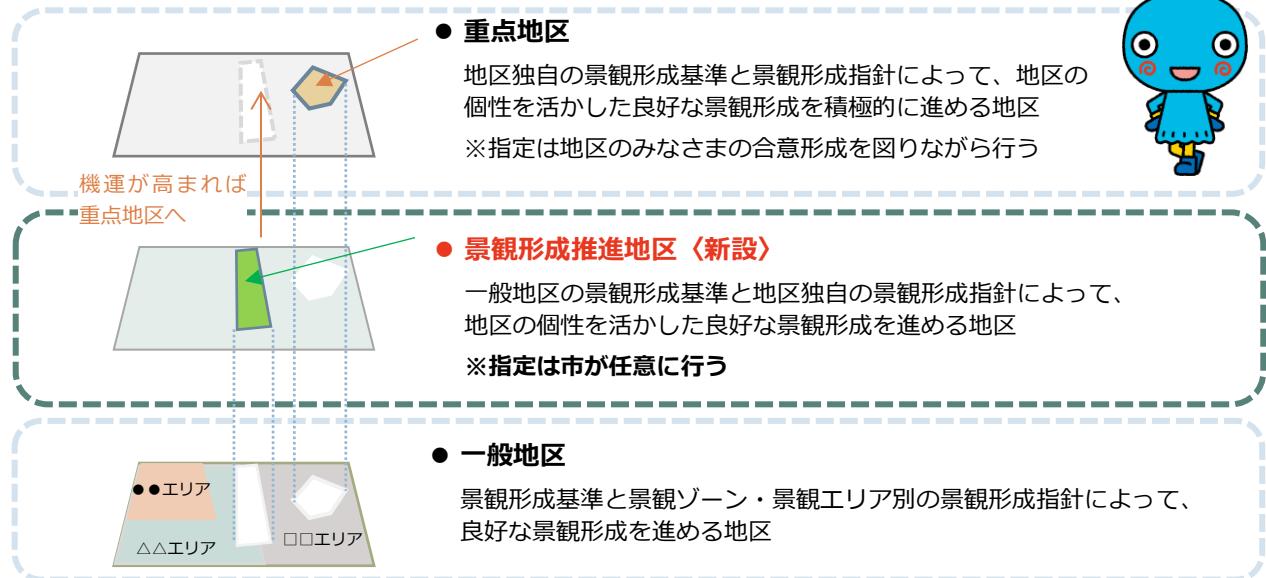
主な改定 3 景観形成推進地区の新設

【改定ポイント】

- 景観上重要な地区のひとつとして「景観形成推進地区」を新設

大事な地区的指定が
しやすくなったよ

3-1 地区区分の関係性



3-2 夕川周辺地区景観形成推進地区について

○景観形成の基本指針 (テーマ)

- ①市内を代表する景観要素である夙川の緑豊かで趣のある河川景観の保全を図ります。
- ②河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、落ち着きとうるおいのあるあふれる住宅地景観の形成を図ります。
- ③夙川を軸とした甲山などへと至る眺望景観の保全を図ります。



○景観形成指針 (抜粋)

項目	景観形成指針
立地特性	・橋上の視点場から夙川を軸とし甲山などに至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。
まちなみとの調和	・夙川沿川などの自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
配置・形態	・夙川に接する敷地では、河川敷及びその周辺の空間的広がりに配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。
意匠全般	・外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラなどにより単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。
色彩	・外壁、屋根などの外観の色彩は、Y, YR 系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。
緑化	・夙川に面する部分や道路境界部などの公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうるおいのある空間を創出する。

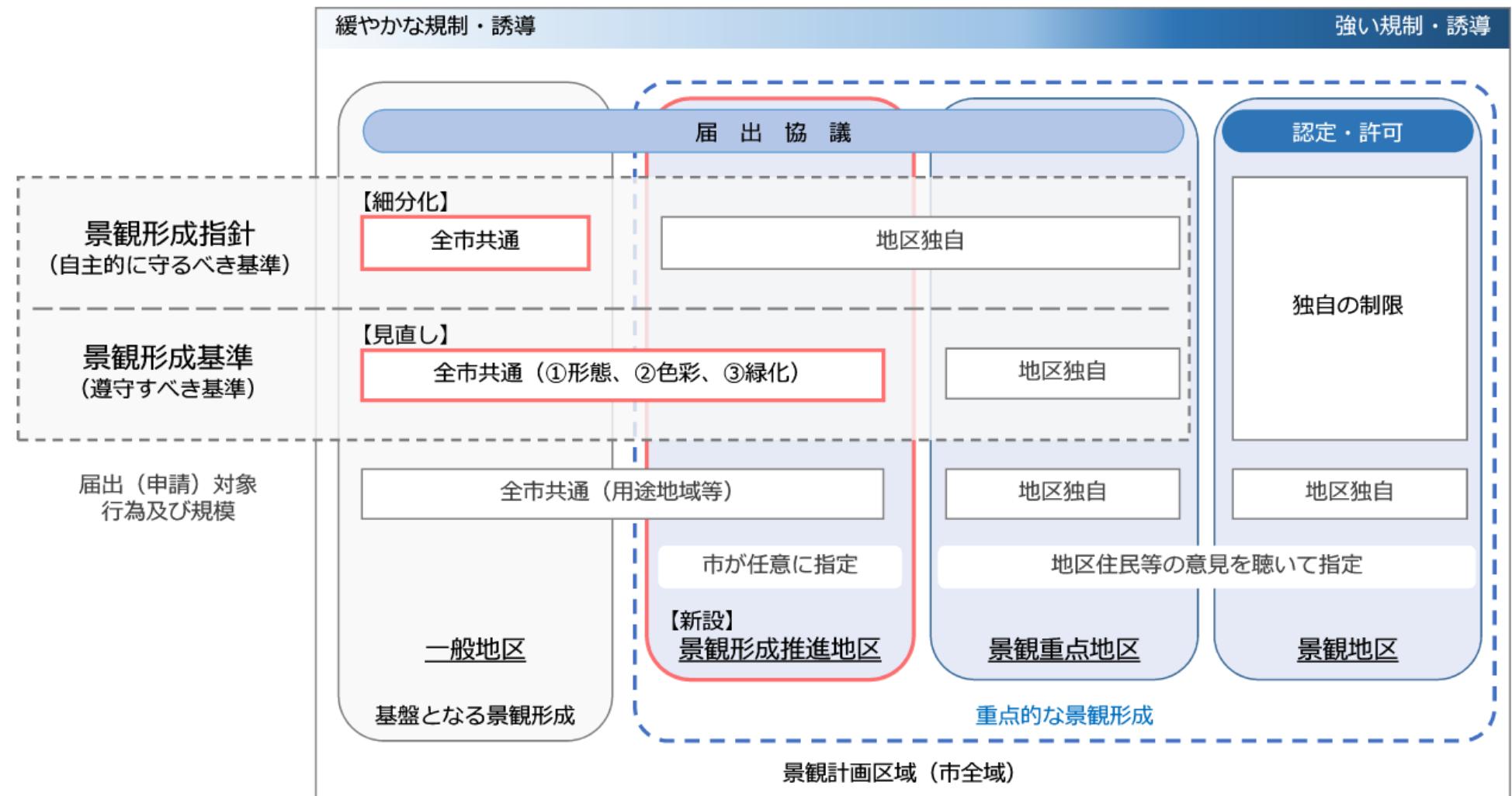
みんなに愛される
夙川を守るために
指定されるんだね



西宮市都市景観形成基本計画・景観計画改定スケジュール

	令和3年度											令和4 年度～	
	5	6	7	8	9	10	11	12	R4. 1	2	3		
6 基本 計 画	パブコメ 結果公表 ○都計審:パブコメ結果報告 ●景観審:パブコメ結果報告 (8月初旬)											基本計画改定終了 ○都計審:報告 (1月) ●景観審:諮問 (12月下旬)	
												周知・運用開始 10月	
7 景 観 計 画	景観計画案 修正作業等 パブコメ(意見募集30日) ←→ ●景観審:報告 ○都計審:報告 (※必要に応じて ●景観審:報告(条例・規則改))											景観計画改定終了(告示) ○都計審:パブコメ結果報告 (10月下旬) ●景観審:パブコメ結果報告 (10月中旬) ○都計審:諮問 (1月) ●景観審:諮問 (12月下旬) (条例・規則改正含む) ○条例・規則改正	周知・運用開始 10月

景観計画区域における地区と基準.



西宮市都市景観形成基本計画改定に関する パブリックコメントの報告について

1 案件名

西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)

2 意見募集期間

令和 3年 3月 25日 ~ 令和 3年 4月 26日

3 意見提出者数及び意見提出件数

提出者数 12 名 提出件数 40 件

4 意見提出方法

方法	人数
郵送	
FAX	
持参	
インターネット	9
メール	3
合計	12

5 意見提出者属性情報

①年代別

年代	人数
10歳未満	
10歳代	
20歳代	
30歳代	
40歳代	
50歳代	1
60歳代	7
70歳代	2
80歳以上	
未記入	2
合計	12

②居住地域別

地域	人数
本庄	6
鳴尾	4
甲東	1
瓦木	
塩瀬	
山口	
市外	1
未記入	
合計	12

③職業別

地域	人数
会社員	4
パート	
自営業	1
公務員	1
学生	
専業主婦(夫)	
無職	5
その他	
未記入	1
合計	12

主な意見と件数	市の考え方・対応
地域別構想に関すること (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の追加 ・眺望ポイントの追加（中景） ・もっと詳しく記載してほしい。 ・景観資源の指定理由や良さを説明してほしい。
	この構想を小学校区、町内会レベルまで落とし込んでほしい。
	アート作品は景観資源にならないのか（西宮浜や名塩ニュータウン）
景観構造の考え方に関すること (8件)	景観ゾーン、景観エリアによって、具体的にどのように景観誘導していくのか。
	景観軸に、鉄道軸は加えないのか？
	遠景、中景、近景のうち、中景とは？
	計画道路が完成するとまちの表情が一変する。

景観形成の進め方に関する こと (8件)	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の連携、協力できるよう、情報交換、情報発信ができる場を設ける。 景観に関する活動団体の横のつながりをつくる。 	今後、情報交換等の場を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の行動を、具体的に分かりやすく記述したらどうか。（例えば、市民の役割では、道路、公園の花壇や植栽の手入れ、水やり、落ち葉の清掃等。） 市民は何を考え行動しないといけないのか？市民は景観に対して何ができるのか？ 景観というものを市民の心に響くものにするにはイメージの想起が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の方々が景観形成に関与するための具体的な行動については、基本計画以外で提示することを検討する。 よりよい景観をイメージしやすいよう、具体事例を記載した「景観ガイドライン」を策定する。
	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業が、この計画に外れないように誘導していく方策、体制も大切である。 	都市景観条例に基づき、一定規模以上の建物等を建てる場合は届出が必要。又、大規模な事業については、計画策定段階での協議を義務付けている。
公共施設のこと (2件)	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間（特に道路）のデザインが向上すれば、沿道の建築物などのデザインもより一層向上する。 幹線道路の街路樹は、緑陰ができるような樹種選定や剪定方法が必要。 河川、水路の大半は、殺風景なコンクリート護岸が続いている、自然の河川を景観に十分取り込めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設景観指針（平成25年）及び公共施設景観デザインマニュアル（平成26年）を策定し、公共施設のデザイン向上を図っている。 ご意見を関係部局と共有する。

予算等に関すること (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の多くを構成するものが私的所有物である以上、市が負担すべきこと（補助金）などの議論が必要。 ・景観問題について、行政予算をしっかり確保して推進していくこと。 	<p>・「景観重要建造物・都市景観形成建築物」に対する維持保全に対する補助と、地域の景観形成に向けたまちづくり支援としてのコンサルタント派遣や活動助成を行っているが、今後も拡充を検討する。</p>
全般に関すること (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の大半にあたる一般の既存住宅地をいかにして良い景観にしていくかが課題。 	<p>住宅景観を集落景観エリア、低層住宅景観エリア、中低層住宅景観エリア、都市型住宅景観エリア、産業・住宅景観エリアごとに方向性を示し、さらに地形的特徴にもとづく4つのゾーン（山間、山麓・丘陵、平坦地、臨海）を考慮した方向性も示した。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを利用した新たな街の魅力の発見 ・楽しく歩けるまちづくり 	<p>今後の施策の参考とする。</p>
その他 (6件)	<p>「名神湾岸連絡線」の建設は、「景観」を壊すものとしか思えない。</p>	<p>周辺景観に十分配慮した、圧迫感を軽減する軽やかなデザインや色彩を事業者に求めていく。</p>
	<p>市民は景観のことよりも生きていくことで精一杯、コロナ禍よりも厳しい状況が訪れると考えられ、景観を維持管理していくとは考えられない。</p>	<p>景観形成は、安定した社会状況のなかで推進していくものなので、持続可能な社会を進めていくと同時に、景観形成基本計画を推進していく。</p>